

覚書

富里市（以下「甲」という。）と日吉台共有施設管理組合（以下「乙」という。）が締結した「災害等により真空ゴミ輸送施設が停止した場合における廃棄物の処理等に関する協定書（以下「協定書」という。）」を補完するため、真空ゴミ輸送施設（以下「施設」という。）の故障や事故などによる稼働停止時における対応について、甲乙当事者は双方協議のうえ、次の事項に合意した。

（稼働停止時の措置）

第1条 乙が地域の生活環境の維持が困難であると判断した場合は、甲乙協議のうえ、地域の生活環境に支障がないよう対策を講じる。

（可燃ごみの集積所）

第2条 可燃ごみの集積所は、協定書第3条別表に掲げるところによる。

2 乙の施設を利用している地域内の自治会又はマンション管理組合が、前項と異なる集積所を乙に申し出た場合は、甲乙協議のうえ、当該集積所を可燃ごみの集積所とすることができます。

（協議）

第3条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容に疑義が生じた事項については、甲乙双方協議して定めるものとする。

左記のとおり、合意の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年12月13日

甲 富里市七栄652番地1

富里市

富里市長 五十嵐 博



乙 富里市日吉台3丁目24番地1

日吉台共有施設管理組合

理事長

佐藤豪

